

事務補佐員（期間業務職員）の募集について（障害者求人）

札幌高等検察庁では、以下のとおり、事務補佐員1名を募集しています。

1 採用人数

1名

2 採用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※雇用期間終了後、勤務実績等により再採用の可能性があります。

3 勤務場所

札幌高等検察庁

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

4 業務内容

一般行政事務の補助的業務

- ・ パソコンを使用した文書作成、データ入力、整理事務
- ・ 業務書類のチェック、コピー作業
- ・ 簡易な電話交換
- ・ 郵便物の仕分け、配布
- ・ その他一般事務の補助業務全般

※ 御本人の要望も踏まえ、柔軟に対応します。

5 勤務時間

8時30分から17時15分までの間の6時間以上

（12時～13時は休憩時間）

6 休日

土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

7 給与等

時給1,136円から1,495円程度

(フルタイム(7時間45分)勤務の場合の日給は、8,804円から
11,586円程度)

(職歴等に応じて上記金額の範囲内で決定します。)

(国家公務員給与の改定が行われた場合は、適宜見直しが行われます。)

通勤手当あり(月額上限150,000円以内)

その他勤務時間等を考慮の上、賞与を支給します。

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給します。

8 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている方

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下、「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 高校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

(3) パソコンの基本的な操作(エクセル、ワード、一太郎等)ができる方

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できませんので御了承ください。

1 日本国籍を有しない者

2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

9 選考方法

(1) 1次選考 書類選考

1次選考不合格となった場合は、書面でその旨を通知します。

また、その際に、提出していただいた履歴書及び職務経歴書を返却します。

(2) 2次選考 面接（就労支援機関様同席可）

（令和8年2月上旬頃に実施予定）

1次選考合格者に対してのみ連絡して実施します。

10 応募方法

次の書類を下記「11 応募書類送付先」まで送付してください。

(1) 履歴書（市販のもので可。3か月以内に撮影した顔写真貼付のもの。）

※ 職務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況（種別や程度）や配慮事項等を可能な範囲で履歴書に御記入ください。

(2) 職務経歴書（様式任意。勤務先名、在籍期間、業務内容等を明記したもの。）

(3) 能力適性の把握と合理的配慮のため、障害者手帳のコピー（障害の種類・等級の部分）の提出に御協力ください。

(4) 就労支援機関を御利用の方は、当該就労支援機関のパンフレット（コピー可）及び担当者が分かるものを同封してください。

（応募締切日：令和8年1月23日（金）必着。）

11 応募書類送付先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
札幌高等検察庁人事課 宛て

12 その他

応募により取得した個人情報は、採用手続事務の目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は厳守します。

【お問合せ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
札幌高等検察庁 人事課 (担当: 庄山、相馬)

電話 011-261-9221 (平日9時から17時まで)